

平成24年度企業年金税制改正に関する提言

平成23年7月29日

企業年金連合会

少子高齢化の進展を背景に公的年金がスリム化していくなかで、高齢期における所得保障としての企業年金には公的年金を補完する役割が求められている。

企業年金連合会では、厚生年金基金、確定給付企業年金及び確定拠出年金の三制度について制度別小委員会を設置して各制度が抱える課題について議論を行ってきた。

今般、三つの制度別小委員会における税制改正に関する議論をもとに、平成24年度企業年金税制改正に関する提言を行うものである。

1. 特別法人税の撤廃

企業年金制度は、働く人に対し将来の生活を保障するものであり、企業なくして企業年金制度は成り立たない。このため、制度の仕組みは企業にモチベーションを持たせるものでなければならない。

また、諸外国を見ても、年金課税が拠出金や積立金に行われることは原則なく、積立金に課税する特別法人税の存在は、確定拠出年金や確定給付企業年金などの企業年金の新規導入の際の障害となっている。

今般、租税特別措置法の改正により、平成26年3月までの3年間の時限措置として課税を停止することとされているが、課税が復活されるようなことになれば、働く人のための企業年金制度が崩壊しかねない。

以上から、特別法人税については、撤廃を提言する。

2. 厚生年金基金及び確定給付企業年金に関する税制の改善

過去勤務債務の償却について、早期の年金財政の健全化を図るため、一括拋出を選択することや、掛金負担能力に応じて柔軟に償却することが可能となるよう、過去勤務債務の償却期間について、下限の3年をより短く、上限の20年をより長くし、償却期間を拡大すべきである。

確定給付企業年金に関して、当該年度に発生が見込まれる不足金に充当することを目的とした特例掛金を厚生年金基金同様に設定できることとすべきである。また、将来の不足金に対応する準備金を構築するため、企業の実情に応じて、積立上限額の範囲内で、掛金拋出を行うことができるようにすべきである。

3. 確定拠出年金に関する税制の改善

確定拠出年金制度の加入者数は今や中小企業退職金制度のそれを上回り、企業の退職給付制度の一翼を担う制度に成長しているが、制度上、いくつかの制約があり、その使い勝手を悪くしているとの指摘が強い。確定拠出年金制度の普及と発展のため、次のような措置を講じるべきである。

(1) 年金確保支援法案の早期成立

法案化されている以下の①から③の事項を早期に実現する。

- ① 企業型確定拠出年金における加入者拋出の容認（マッチング拋出）
- ② 60歳以上の厚生年金被保険者へ確定拠出年金の適用
- ③ 中途脱退者の脱退一時金受取要件の緩和

(2) 拠出限度額の見直し

他の企業年金を実施している場合の拠出限度額は、制度、給付水準にかかわらず一律に2分の1とされているが、この取扱いは、

複数の企業年金制度を併用した自由な給付設計を行う上での障害となっている。

また、加入者拠出（マッチング拠出）が実現した場合にも大きな影響を及ぼすことから、他の企業年金制度の併設の有無にかかわらず、拠出限度額を一本化する。

拠出限度額の定めそのものが自由な制度設計を阻害する大きな要因となっている。限度額の定めを廃止するべきである。

年金確保支援法案が成立し、マッチング拠出実現の折には、さらに個人型確定拠出年金における事業主拠出掛金を容認することも検討するべきである。

(3) 脱退一時金受取要件等の緩和

脱退一時金の受取要件については、単純化及び条件緩和すべきである。また、外国人の帰国に伴う資格喪失に際して、脱退一時金受取を認めることを検討するべきである。

(4) 加入者範囲の拡大

確定拠出年金による老後資産形成を継続させていくためにも、今後の税制の見直し、国民が広く加入できる制度とすべきである。

また、確定給付型の企業年金制度を実施している企業に勤める厚生年金被保険者について、個人型確定拠出年金の加入を認めるべきである。

(5) 制度間ポータビリティの拡充

ポータビリティ制度を実効性のあるものにするための以下の①から⑤の事項を実現するべきである。

- ① 退職一時金制度から確定拠出年金への資産の一括移換
- ② 中小企業退職金共済への加入要件を満たさなくなった場合における中小企業退職金共済から確定拠出年金への制度変更
- ③ 企業の合併や分割、退職給付制度の再編等に際した、確定拠

出年金への資産移換

- ④ 中途退職者の個人別管理資産の企業年金連合会が実施する通算企業年金への移換
- ⑤ 企業年金のポータビリティの範囲に中途退職に伴う退職一時金と、中小企業退職金共済からの受取金を範囲に加えること

(6) 労使合意による運用商品の除外

適切な運用商品群を提示することは事業主の役割であるが、運用商品の除外は、当該商品を保有する加入者全ての同意が必要としており、現実的に困難となっている。

労働組合等の加入者代表との合意と十分な周知に加え、運用指図者（年金受給者等）への配慮として、例えば、運用指図者への十分な説明と過半数の同意取得を行うことにより運用商品の除外を可能とするべきである。

上述の運用商品除外が短期的に困難であれば、新規の買い付けを凍結するような取扱い（既保有者の強制的な売却は行わせない）を認めるべきである。

4. その他

平成24年3月末で廃止となる適格退職年金制度に関し、事業主が存在しないなどの事情により企業年金制度等への移行が困難な場合は、現行の適格退職年金契約に係る税制上の措置を継続適用すべきである。

以上

制度別小委員会における税制改正に関する提言

政策委員会厚生年金基金小委員会	P 6 ~
政策委員会確定給付企業年金小委員会	P 8 ~
政策委員会確定拠出年金小委員会	P 11 ~

平成23年7月28日

平成24年度厚生年金基金税制改正に関する提言

政策委員会厚生年金基金小委員会

●特別法人税の課税措置の撤廃等

年金積立金に課税する制度は諸外国に例がなく、企業が年金制度を採用し、維持する際の大きな足かせとなり、年金積立金の課税により企業年金の財政が悪化し、働く人の老後の生活原資確保に重大な支障をきたす。本小委員会は、制度の廃止を含め、年金税制全体の検討の中で見直すべきであることをここに提言する。

なお、給付時の課税については、社会保障・税一体改革の中で年金制度の果たしている大きな役割に十分に配慮し、公的年金等控除の縮小を行わないよう提言する。

●過去勤務債務の償却期間の拡大

過去勤務債務については、3年以上20年以内の範囲内で償却をしているが、より早期の年金財政の健全化を図るため、過去勤務債務の一括拋出を選択することや、掛金負担能力に応じて柔軟に償却することが可能となるよう、過去勤務債務の償却期間について、下限の3年をより短く、上限の20年をより長くし、償却期間を拡大すべきである。

●企業型確定拠出年金制度の拠出限度額のあり方の見直し

企業型確定拠出年金制度の拠出限度額は、他に企業年金を併用している場合、併用していない場合（月額 51,000 円）の半額（月額 25,500 円）となっている。

こうした拠出限度額の設定のあり方については、設立事業所において、複数の企業年金制度を併用した自由な給付設計を行うことができるよう見直すべきである。

平成23年7月28日

平成24年度確定給付企業年金税制改正に関する提言

政策委員会確定給付企業年金小委員会

働く人の年金受給権保護と企業内の労使自治を柱とした確定給付企業年金制度が施行されて、10年目を経過しようとしている。この間、代行返上に伴う制度移行、平成24年3月末で廃止となる適格退職年金からの制度移行などによって、現在1万件を超える確定給付企業年金が運営されている。

確定給付企業年金の実施企業については、未曾有の経済危機からの回復途中で東日本大震災の影響により、経営環境は依然としてきわめて厳しく、今後さらに経営の一層の合理化・効率化を進めていくことが予想される。

一方で、少子高齢化の進展を背景に、企業年金には公的年金を補完する役割が益々求められている。よって、企業年金の機能強化及び企業年金の永続的な存続が可能となるような対策を、社会保障・税一体改革においても政府が積極的に講じていくことが喫緊の課題と考えられる。

このような状況に鑑み、本小委員会は、確定給付企業年金税制改正について次の提言をする。

●年金積立金を対象とした「特別法人税」は撤廃すべき

働く人が企業を退職した後に安定的で豊かな生活を送るためには、企業年金は不可欠な存在となっている。また本格的な少子高齢化を迎える中、企業年金制度の役割はますます大きくなっている。

したがって、働く人の老後生活保障に重要な役割を果たしていく企業年金制度の存続と発展のために、税制をはじめとする様々な機能強化策を、政府は講じていくべきである。

年金税制については、諸外国と同様、給付時に課税することにより、拠出時及び運用時は非課税という原則に立ち、課税のあり方を考えるべきである。

企業年金制度は、働く人に対し将来の生活を保障するもので、制度の仕組みは、加入者・受給者及び企業にモチベーションを持たせるものでなければならない。

今般、租税特別措置法の改正により、平成26年3月までの3年間の時限措置として課税を停止することとされているが、課税が復活されることとなれば、加入者・受給者に対する給付額の大幅な減少や企業の掛金負担の大幅な増加となり、企業の競争力の低下にも繋がることとなる。したがって、特別法人税については、即刻撤廃すべきである。

●過去勤務債務の償却期間の拡大

過去勤務債務については、3年以上20年以内の範囲内で償却をしているが、より早期の年金財政の健全化を図るため、過去勤務債務の一括拠出を選択することや、掛金負担能力に応じて柔軟に償却することが可能となるよう、過去勤務債務の償却期間について、下限の3年をより短く、上限の20年をより長くし、償却期間を拡大すべきである。

●特例掛金の導入及び掛金抛出の拡大

当該年度に発生が見込まれる不足金に充当することを目的とした予算時の特例掛金の設定は、厚生年金基金において認められているが、確定給付企業年金についても財政運営の安定化の観点から、特例掛金として抛出可能とすべきである。

また、将来の不足金に対応する準備金を構築するため、企業の実情に応じて、積立上限額の範囲内で、掛金抛出を行うことができるようにすべきである。

平成 23 年 7 月 20 日

平成 24 年度確定拠出年金税制改正に関する提言

政策委員会確定拠出年金小委員会

はじめに。年金確保支援法案の早期成立に期待する

はじめに、平成 22 年度税制改正大綱等で税制上の取り扱いが認められながら、年金確保支援法案（国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案）は未だに成立していない。

本法案には確定拠出年金制度の改善に資する、企業型確定拠出年金における加入者拠出の容認（マッチング拠出）等が含まれており、一日も早く成立するべきである。

1. 特別法人税の課税措置の撤廃

（現行制度の概要）

確定拠出年金の個人資産は特別法人税の対象であり、運用期間中資産残高に課税されることとなっている。特別法人税は、平成 11 年から運用環境を勘案して課税停止が繰り返されており、今回についても、租税特別措置法の改正により、平成 23 年 4 月より 3 年間の課税停止となった。

（提言）特別法人税の課税措置を撤廃すること

特別法人税については、その凍結期限を待たず課税措置を撤廃するべきである。民間における老後資産形成を促進させるためには、企業年金制度の課税について、その優遇措置が欠かせない。特に確定拠出年金制度においては、運用成果にかかわらず個々人の資産額から一定率の課税を行う特別法人税は加入者に過大な負担である（特に安定運用を行うであろう定年直前者および年金受給者に負担が大きい）。

2. 拠出限度額の見直しについて

（現行制度の概要）

企業型確定拠出年金制度の拠出限度額が平成 22 年 1 月に引き上げられ、現在月額 51,000 円となっている。他に企業年金を併用している場合、拠出限度額は月額 25,500 円になる。

（提言）拠出限度額を 2 分の 1 とする定めを廃止すること

他の企業年金制度を実施している場合、その制度内容や給付水準にかかわらず一律に拠出限度額が 2 分の 1 とされる定めは、複数の制度を併用して、自由な給付設計をする際の

障害となっている。他の企業年金制度の併設の有無にかかわらず、拠出限度額を月額 51,000 円に一本化するべきである。

(提言) 拠出限度額の定めを廃止すること

拠出限度額の定めそのものが自由な制度設計を阻害する大きな要因となっている。確定給付型の企業年金制度では適正な年金数理のもと拠出される掛金に限度額の定めはない。また、企業型確定拠出年金では若年層の掛金は低く、中高齢者になるほど掛金を引き上げる制度設計が一般的であり、全従業員に一律に適用される拠出限度額の定めは合理的ではない。限度額の定めを廃止するべきである。

(提言) 個人型確定拠出年金における事業主拠出掛金を容認すること

年金確保支援法案が成立し、加入者拠出（マッチング拠出）実現の折には、さらに個人型確定拠出年金における事業主拠出掛金を容認することも検討するべきである。企業型確定拠出年金を実施することが困難である中小零細企業などにおいても、財形奨励金のような形式で、従業員の老後資産形成を支援することが可能になる。

3. 脱退一時金受取要件の緩和

(現行制度の概要)

現行の確定拠出年金制度は老後資産形成の支援を目的としており、原則として 60 歳まで脱退一時金を受け取ることができない。(退職後一定の資格要件を満たした場合にのみ限定的に脱退一時金を受け取ることができる。)

(提言) 脱退一時金受取要件の単純化、条件緩和を行うこと

わが国の退職給付制度は退職一時金制度に由来している。景気が不安定な近年、倒産・解雇等による予期せぬ失職の可能性が高まっており、そのような場合、一時金として受けられる退職金は、雇用保険の失業給付とともに大きな生活の支えとなる。一方で、現行の脱退一時金受取要件はその条件が複雑であることが問題となっており、脱退一時金の受取条件の単純化および条件緩和について検討するべきである。

(提言) 外国人の帰国に伴う脱退一時金受取を認めること

近年外国人労働者が増えているが、帰国する際、現行法の範囲で脱退一時金を受け取れない場合は 60 歳まで個人型確定拠出年金において資産運用を継続することになる。外国人が帰国する際の脱退一時金受取について、特例として対応を検討するべきである。

4. 加入者範囲の拡大

(現行制度の概要)

働き方によって確定拠出年金制度に加入できない(掛金を拠出できない)国民層がある。専業主婦等(国民年金の第3号被保険者)、確定給付型の企業年金のある会社員、公務員等

(共済年金加入者)は、企業型確定拠出年金からの転退職に伴い、掛金の拠出を継続できない(運用のみを行う運用指図者となる)。

(提言) 加入者範囲を拡大すること

確定拠出年金による老後資産形成を継続させていくためにも、今後の税制の見直し、社会保障制度の見直しを通じ、国民が広く加入できる制度とするべきである。

また、確定給付型の企業年金制度を実施している企業に勤める厚生年金被保険者について、個人型確定拠出年金の加入を認めるべきである。厚生労働省でも、平成20年度及び平成21年度の税制改正要望にあげており、引き続き実現に向け努力するべきである。

5. 制度間ポータビリティの拡充

a. 事業主単位での資産移換について

(現行制度の概要)

新規の確定拠出年金制度設立の際には、他制度から資産を引き継いで設立ができるが、退職一時金制度からの資産移換は4～8年度に分割するものとされているほか、中小企業退職金共済から資産を移換しての設立は行えない。

(提言) 退職一時金制度から確定拠出年金への資産の一括移換を認めること

退職一時金制度の一部を確定拠出年金へ資産移換し、制度を開始する場合、4～8年度の分割移換が求められているが、企業会計上も確定拠出年金制度上も煩雑な処理を求められるうえ、加入者にとってもその間運用ができない等不利益が生じる要因となっている。退職一時金制度からの資産の一括移換を認めるべきである。

(提言) 中小企業退職金共済から企業型確定拠出年金への移換を認めること

企業の成長により加入要件を満たさなくなった中小企業が、中小企業退職金共済を脱退する際、資産移換を伴う形で企業型確定拠出年金へ制度変更できるようにするべきである。

(提言) 企業の合併や分割等に際し、確定拠出年金資産の移換を容易とすること

企業の合併や吸収、分割、退職給付制度の再編等に際して、加入者や運用指図者(年金受給者等)の資産を確定拠出年金へ移換可能とするべきである。例えば、中小企業退職金共済からの資産移換、厚生年金基金からの事業主単位での資産移換、企業型確定拠出年金を実施している企業の合併(吸収)における資産移換(運用指図者(年金受給者等)の資産移換を含む)などが想定される。

b. 個人単位での資産移換について

(現行制度の概要)

確定拠出年金制度では資産のポータビリティが可能であり、転退職の際にも資産を引き継いで老後資産形成を行うことができるが、未だ十分ではない。

(提言) 企業年金連合会の通算企業年金をポータビリティの範囲に含めること

企業型確定拠出年金の中途退職者の個人別管理資産を企業年金連合会へ移換し、将来、通算企業年金として受給できる仕組みとするべきである。少額資産を個人型確定拠出年金で運用する場合、事務手数料以上の運用益を稼ぐ必要があり、資産を目減りさせる可能性が高い。

(提言) 企業年金制度のポータビリティとして退職一時金制度も含めること

企業年金制度のポータビリティの範囲に、退職一時金や中小企業退職金共済の受取資産を含めるべきである。確定拠出年金へ移換できれば、さらなる老後資産形成に寄与すると考えられる。

6. 労使合意をもって運用商品の除外を可能とすること

(現行制度の概要)

運用商品の除外は当該商品を保有する加入者全ての同意が必要である。法律の制定当時は加入者保護の見地から設けられた規定であったと思われるが、加入者のために明らかに不利益と考えられる商品を除外することも困難にしている。

(提言) 労使合意をもって運用商品の除外を可能とすること

運用商品の除外を可能とすることは制度運営上の重要な課題であり（企業年金連合会「企業型確定拠出年金制度運営ハンドブック」等でも指摘）、運用商品の除外要件を緩和するべきである。

労働組合等の加入者代表との合意と十分な周知をもって運用商品の除外を可能とする改正が、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」（平成 19 年 4 月）に盛り込まれたものの、現在審議中の「年金確保支援法案」には盛り込まれていない。当初の法案通りに運用商品の除外が可能となることが望ましいが、運用指図者（年金受給者等）への配慮として、例えば、運用指図者（年金受給者等）への十分な説明と過半数の同意取得を加えて行うことにより運用商品の除外を可能とすべきである。

また、除外要件緩和が短期的に困難である場合には、新規の買い付けのみを凍結するような取扱い（既保有者の強制的な売却は行わせない）を認めるべきである。